

## 第13回千葉市情報公開・個人情報保護審議会議事録

1 日 時：平成26年7月31日(木) 午前10時00分～午後0時20分

2 場 所：議会棟3階 第4委員会室

3 出席者：

(1) 委員

稲垣総一郎委員、内山洋委員、小川善之委員、國松憲子委員、多賀谷一照委員  
辻徳次郎委員、中曾根玲子委員、中原秀治委員、藤谷護人委員、増山良子委員

(2) 事務局

志村総務局長、小早川総務部長、久我政策法務課長、金森政策法務課課長補佐、  
石川政策法務課主査、大槻政策法務課主任主事、中村政策法務課主事

(3) 実施機関

(業務改革推進課)

中村業務改革推進課担当課長、豊田業務改革推進課主任主事、手嶋業務改革推進課  
主任主事

(統計課)

積田統計課長、竹内統計課主任主事

4 議 題：

議 事

- (1) 会長及び副会長の選任
- (2) 千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1号の規定に基づく諮問
- (3) 特定個人情報保護評価部会の設置等について
- (4) 千葉市個人情報保護条例第8条第1項第6号の規定に基づく諮問

【目的外の利用又は提供の禁止の例外について】

## 報 告

- (1) 千葉市と東京大学との共同研究に関する協定の締結について
- (2) 平成25年度における情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告

## その他

## 5 議事の概要：

### 議 事

- (1) 会長及び副会長の選任  
会長に稲垣委員、副会長に中曽根委員が選任された。
- (2) 千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1号の規定に基づく諮問  
特定個人情報保護評価について説明し、本審議会で第三者点検を行うこととなった。
- (3) 特定個人情報保護評価部会の設置等について  
第三者点検については、部会を設置し審議することとし、部会委員には、稲垣委員、多賀谷委員、藤谷委員が選任された。
- (4) 千葉市個人情報保護条例第8条第1項第6号の規定に基づく諮問  
目的外利用・提供の例外類型として「訴訟資料の裁判所への提出」を加えることについて承認された。

### 報 告

- (1) 千葉市と東京大学との共同研究に関する協定の締結について  
共同研究の内容、今後の流れについて報告した。
- (2) 平成25年度における情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告  
平成25年度の運用状況について報告した。

## その他

議事録の確定方法について確認した。

## 6 会議経過：

(久我政策法務課長) 定刻となりましたので、ただいまから、第13回千葉市情報公開・個人情報保護審議会を開催させていただきます。委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

私は、本日、進行を務めさせていただきます、政策法務課長の久我でございます。本年

度、政策法務課長と市政情報室長兼務となっております。よろしくお願いいたします。

本日の会議ですが、事前に委員の皆様方にご案内しておりますとおり、公開の会議として開催しておりますので、ご承知おきください。

ただいま、傍聴の方はいらっしゃいません。

本日は、本年4月1日付で委員をお願いいたしました皆様によります初めての審議会でございます。2年間、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、委員の皆様方、並びに事務局職員を紹介させていただきます。

初めに、委員の皆様を向かって左の委員さんから順にご紹介をさせていただきます。

#### 【委員紹介】

続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。

#### 【職員紹介】

以上でございます。

ここで、志村総務局長より、ご挨拶申し上げます。

(志村総務局長) 改めまして、総務局長の志村でございます。

本日は大変お忙しい中、ご出席いただきましてまことにありがとうございます。また、この4月の改選に伴いまして、皆様方には新たな委員就任をご快諾いただきまして、まことにありがとうございます。この場をお借りいたしまして、お礼申し上げます。

さて、本日ご審議いただく案件でございますが、まず1点目は、改正に伴います会長及び副会長の選任でございます。

2点目が、マイナンバー法に基づきまして、今後、特定個人情報保護評価を行う必要がございますが、個人情報に関する重要な事項となりますので、情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1号に基づき諮問を行うものでございます。

3点目につきましては、保護評価の第三者点検に当たって、本審議会に特定個人情報保護評価部会を設置するというものでございます。

4点目は、個人情報の目的外の利用又は提供の禁止の例外についてでございます。こちらは、今回、訴訟資料の裁判所への提出という類型を追加することについて諮問をするものでございます。

いずれの案件におきましても、個人情報の保護の観点から大変重要な課題でございます。どうか、委員の皆様方には、それぞれのお立場から忌憚のないご意見またご指導を賜られ

ばと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

簡単ではございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

(久我政策法務課長) この後、議事に入ることとなりますが、会長及び副会長の選任までの間、総務局長が仮議長を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

### 議事(1) 会長及び副会長の選任

(志村総務局長) それでは、1点目の議題の会長及び副会長の選任でございますが、会長及び副会長が選任されるまでの間、仮議長を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、定足数でございますが、本日は全ての委員の方のご出席をいただいておりますので、千葉県情報公開・個人情報保護審議会設置条例第6条第2項の規定によりまして、本審議会は成立していることをご報告させていただきます。

それでは、会長及び副会長の選任でございます。

審議会設置条例第5条第2項の規定により、委員の皆様の互選で会長及び副会長を選出させていただくこととなっておりますが、いかがいたしましょうか。

(多賀谷委員) 前期に引き続いて、稲垣委員に会長を、そして中曽根委員に副会長をお願いしたと思いますけれども、いかがでしょうか。

(志村総務局長) 多賀谷委員から、稲垣委員さんを会長、そして中曽根委員さんを副会長にというご提案がございましたが、皆様方、いかがでしょうか。

(異議なし)

(志村総務局長) それでは、異議がないということで、稲垣委員さんに会長を、中曽根委員さんに副会長をお願いしたいと存じます。それでは、お席の移動をよろしく願いいたします。

それでは、会長さん、副会長さんにご挨拶を頂戴したいと思います。初めに稲垣会長さん、よろしく願いいたします。

(稲垣会長) ただいま、会長に推挙されました稲垣でございます。今回の議題、何か非常に難しい議題が多いので、専門の先生方の助けを借りながら円滑に議事を進めたいと思っております。どうぞよろしく願いします。

(志村総務局長) ありがとうございます。続きまして、中曽根副会長さん、よろしく

お願いいたします。

(中曾根副会長) 副会長をお引き受けいたします中曾根です。今、稲垣会長がお話されましたように、情報公開・個人情報保護に対しましては、いろいろ状況が変わりつつあるところです。微力ですが勉強しつつ務めて参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(志村総務局長) ありがとうございます。それでは、ここからの議事は稲垣会長さん、よろしくようお願いいたします。

## 議事(2) 千葉県情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1号の規定に基づく諮問

### (3) 特定個人情報保護評価部会の設置等について

(稲垣会長) それでは、お手元の会議次第に従いまして、議事を進めたいと思います。

議事(2)「千葉県情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1号の規定に基づく諮問【個人情報に関する重要事項(特定個人情報保護評価)】及び議事(3)「特定個人情報保護評価部会の設置等について」を議題といたします。

2つの議事は関連しておりますので、あわせて審議したいと思います。

事務局と実施機関から説明をお願いします。

(金森政策法務課課長補佐) 事務局の金森でございます。お手元の資料2「個人情報に関する重要事項について(諮問)」をご覧ください。

資料2は、千葉市長から審議会長宛ての諮問書の写しでございます。そこにもありますように、今回の諮問は、いわゆるマイナンバー法による特定個人情報保護評価が千葉県情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1号、具体的に言いますと、「個人情報の保護に関する重要事項」にこの特定個人情報保護評価の実施が該当すると考えて審議会に諮問したものでございます。

なお、この諮問に当たり、事務局で全指定都市に調査をしたところ、まだ正式決定をしていない自治体もあるようですが、全ての団体で当審議会と同様、個人情報の保護に関する審議を所掌事務としている附属機関で、いわゆるマイナンバー法の特定個人情報保護評価を行うことを確認しております。

次に、今回の案件の内容説明に入りたいのですが、今回の案件は、そのもととな

るマイナンバー制度の制度設計及びスケジュールが非常に関連深いものですので、その案件の説明に先立ちまして、今、お手元にある資料2の2枚目以下に「審議資料」を添付させていただきましたので、こちらを使いましてマイナンバー制度の概要及びそれに対する千葉市の取り組みについて、担当部局からご説明させていただきたいと思っております。

その後、議事(2)の直接の案件となる「特定個人情報保護評価の概要」と当面の間の評価のスケジュール、また今年度、審議をお願いすることとなる2つのシステムの概要を、具体的には「審議資料」の25ページからありますが、そちらを使ってご説明させていただき、その説明に引き続き、議事(3)「特定個人情報保護評価部会の設置等について」は、資料3「特定個人情報保護評価部会の設置(案)」を使用してご説明させていただきたいと思っております。

それでは、まず、マイナンバー制度の概要とそれに対する千葉市の取り組みについて、千葉市のマイナンバー制度担当部局からご説明させていただきます。

(中村業務改革推進課担当課長) 番号制度準備室の中村といたします。よろしくお願いたします。

それでは、お手元の審議資料の①「特定個人情報保護評価の概要」に基づきまして、社会保障・税番号制度概要についてご説明させていただきます。

まず、2ページをご覧ください。こちらは、「社会保障・税番号制度の導入趣旨」となっております。

社会保障・税番号制度、通称マイナンバー制度と呼ばれておりますが、2ページの1番上の四角の欄でございますが、マイナンバー制度は複数の機関に存在します個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行います社会基盤(インフラ)となるものでございます。

導入当初は、社会保障、税、災害対策の3分野で法律に定められた行政手続に限定されて利用されます。これは、制度の悪用の防止、個人情報保護を重視して小さく始めるということですので。

効果といたしましては、ページ中央の四角の欄「効果」と書いてありますが、「より正確な所得の把握により社会保障や税の給付と負担の公平化が図られる」、「各種行政事務の効率化が図られる」、「添付書類が不要になるなどにより国民の利便性が向上する」ということが挙げられております。

この効果によりまして、一番下の四角の欄「実現すべき社会」でございますが、実現すべき社会といたしまして、「より公平・公正な社会」、「行政に過誤や無駄のない社会」、「国民にとって利便性の高い社会」が実現できるのではないかということから、導入されるものです。

続きまして、3ページをご覧いただきたいのですが、こちらは「社会保障・税番号制度の仕組み」ということで、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であると確認するために、マイナンバー制度を支えます3つの仕組みについて記載されています。

マイナンバー制度は「①付番」、「②情報連携」、「③本人確認」、この3つの仕組みから成り立っております。

「①付番」についてですが、個人と法人にそれぞれ番号がつけられるのですが、この個人や法人、それぞれに番号が割り当てられることを付番と呼んでいます。特徴として「悉皆性」ということで、個人番号について住民票を有する全員に付番される。「唯一無二性」ということで、1人に1つの番号で重複のないように付番される。「視認性」ということで、見える番号として官、民で流通、利用される。そのような特徴を持った個人番号を住民に割り当てる仕組みです。

住民票コードを変換して得られる12桁の番号でございますが、通知カードという紙のカードにより本人に番号が通知されます。

この個人番号の利用範囲は、先ほども説明させていただいたとおりですが、法律で限定されておりまして、社会保障、税、災害対策の分野の利用に限るとされております。

続きまして、3ページの左下「②情報連携」についてですが、これは、複数の機関間において、機関ごとに管理しております同一人の情報を紐づけし、その情報を相互に活用する仕組みのことです。

3番目に、資料の右下にある「③本人確認」についてですが、「自分が自分であることを証明する、つまり、申請や届出などの手続を行う際に本人であることを証明する。」そして、「個人が自分のマイナンバーの真正性、本物であることを証明する」仕組みでして、提示しているマイナンバーと提示している本人が正しく対応していることを示す仕組みです。この仕組みでは、個人番号を記載した顔写真付きの個人番号カードを活用した本人確認といったことも可能とするものであります。

この3つの仕組みが、正常に機能することでこの番号制度は役に立っていくということになります。

次に、4ページの「情報連携のイメージ」をご覧ください。

番号制度の3つの仕組みのうちの「情報連携」の部分です。これは、個人情報の保護、プライバシーの問題への対応に関連してくるものですが、複数の機関間での情報連携の仕組みをイメージしたものです。

番号制度は、個人情報をどこかの機関1か所に集約するということはいりません。現行どおり、個人情報はそれぞれの機関で分散管理されます。例えばAという機関が、Bの機関が管理している個人情報が必要となった場合に、その都度やりとりを行うということです。

この情報のやりとりは、図の左よりにありますように、データを暗号化した上で、情報提供ネットワークシステムという、専用のネットワークシステムを介して行います。

情報のやりとりに際しましては、個人番号が一つの機関に集約、集積しないように、連携キーというもので個人番号を直接使用せずに、各機関に独立した符号を使って行います。こちらの図ですと、「情報照会・提供機関A」の欄の左側に符号Aというものがありますが、「情報照会・提供機関B」ですと、その下に符号Bで、この符号A、Bを使ってやりとりします。したがって、個人番号そのものがネット上を介していくのではなくて、この符号と呼ばれる別の番号をつくりまして情報のやりとりを行うと、これによってセキュリティを高めるわけです。

実際にマイナンバーを使えば、情報連携の仕組みはシンプルですけれども、これでは個人情報を有する全ての機関がマイナンバー付の個人情報を持つことになってしまうことから、個人情報が集約、集積される恐れがあるので、このような符号を使って進めます。

図の左上のところに「マイ・ポータル」という欄がございますが、こちらは、どういう情報がどこの機関でやりとりされたかを、本人が確認することができる、インターネット上のサービスでして、こちらにログインすることにより、この4つの機能のうち情報提供等記録開示機能という、この機能で自分の個人情報をいつ、誰が、なぜ利用したのか確認できる機能を持っているというものです。

あと、左側の欄に「特定個人情報保護委員会」というものが記載されていますが、これは番号制度における個人情報の保護等を目的とした国の第三者機関で、この情報提供ネットワークシステムの中での情報のやりとり、特定個人情報の取り扱いを監視・監督する役割を担っています。

続きまして、5ページの「社会保障・税番号制度導入のロードマップ」をご覧ください



たいと思います。

こちらは、制度導入までのスケジュールが記載されたものです。2013年（平成25年）5月、昨年ですが、社会保障・税番号法に関する4つの法律が成立しました。

その後、制度運用のための指針となります政省令等が、整理され示されて参ります。

2015年（平成27年）10月に個人番号、法人番号が通知されます。2016年（平成28年）1月から個人番号の利用開始と個人番号カードの交付が始まります。

システム構築という欄の一番右側を見ていただければと思うのですが、2017年（平成29年）1月から国の機関、例えば年金機構や税務署で、国の機関間での情報連携が開始されます。

2017年（平成29年）7月からは地方公共団体等での情報連携が開始されるということです。

資料が少し飛びますが、77ページの「国のスケジュールと本市の対応」をご覧ください。

こちらが、国のスケジュールと本市での対応を示した表です。上の欄が、現在の国の動きです。下の欄に千葉市の状況を記載しています。平成28年1月から番号利用が開始されますので、それまでに番号制度への対応が必要な千葉市が持っておりますシステムの改修を行いまして、その後、平成29年7月から他自治体との情報連携が開始しますので、その間に千葉市の中でのシステムの連携テスト、あと、国との連携テストを進め、平成29年7月からの情報連携に対応していくということです。

システムの改修に当たりまして、この後、説明させていただきます、PIA、特定個人情報保護評価、システムのリスクがどうかという点についての評価についてご審議をいただきます。

簡単ではありますが、制度の説明は以上で終わらせていただきます。

（金森政策法務課課長補佐） それでは、先ほど申しましたとおり、私から特定個人情報保護評価制度の概要と当面の間の評価スケジュール、また、今年度、新規にお願いすることとなる2つのシステムの概要をご説明いたします。

8ページの「特定個人情報保護評価の概要」をご覧ください。

まず、上段に「特定個人情報保護評価とは」という欄がありますが、ここでいう特定個人情報ファイル、つまりマイナンバーを使った個人を識別する個人情報ファイルを保有し

よう、また保有するものがマイナンバーの漏えい等のリスクを分析し、そのリスクを軽減するための適切な措置を講じるため、その保有、使用の形態を評価することを特定個人情報保護評価といいます。

次にその目的ですが、左側の「評価の目的」欄をご覧ください。国民の側からすると、マイナンバー制度に対しては、「外部漏えい、なりすまし、国家による個人情報の一元管理等の懸念が強いことから、それらを払拭すること」また、「実際にそういった事件の発生を予防すること」が、この特定個人情報保護評価を実施する目的ということになります。

また、「評価の実施主体」欄のところをご覧ください。そこにもありますように、この評価の実施は「②の千葉市のような地方公共団体の長」だけではなく、「①の国の行政機関の長や、③の独立行政法人」、そういったところに対しても義務づけられているものです。

また、評価の「対象」についてなのですが、今申しましたとおり、特定個人情報ファイルを取り扱う事務ということが記載されております。

では、その評価はどういう流れでやっていくのかという話になるのですが、それは右側の「特定個人情報保護評価の流れ」欄に記載しておりますが、この特定個人情報保護評価の流れとほぼ同じ内容の表が15ページの「特定個人情報保護評価の実施手続」に記載されておりますので、そちらをご覧ください。

まずは、2段落目の「特定個人情報保護評価の実施」欄をご覧ください。

まずは、「しきい値判断」という段落がありますが、マイナンバーを使って個人を識別している人数が、端的に申しますと、30万人以上いるかないかが、まず問題となりまして、30万人以上いけば、そのまま左側の矢印に行って、基礎項目評価に加え全項目評価が必要となります。

次に、30万人いなかったとしても、今度は10万人以上いるかないか、また、その上で個人情報ファイルを取り扱う者、つまり千葉市職員として、または千葉市から業務委託を受けた者として、そのファイルを取り扱うものが500人以上いけば、これもまた、基礎項目評価に加え全項目評価が必要となります。

最後に、500人以上いなくても過去1年以内に個人情報の流出等の重大事故を発生させていけば、基礎項目評価に加え全項目評価が必要となります。

ただいま、全項目評価が必要となるもののみを説明しましたが、全体像を見ていただければ下向きの矢印は全て3つの段落に向かっておりまして、特定個人情報保護評価のうち、

全項目評価が必要でないものにつきましても、基礎項目評価または重点項目評価が必要と なっています。

では、なぜ今、全項目評価について着目してご説明させていただいたかを説明させてい ただきますが、下の3つの黒くなっている「基礎項目評価＋全項目評価」の囲みの中の、 3つ目のところをご覧ください。

読みますと、「地方公共団体等は全項目評価書について住民等の意見聴取を実施し、第 三者点検を行った後、公表」とあり、ここで言う第三者点検、こちらが今回の審議会に諮 問にあたるからです。なお、それ以外の欄につきましても見ていただければ、こういった表 記はございません。

したがって、今回、7システムほど諮問させていただきましたが、今言った矢印に該当 するのは千葉市において、現在、7システムあるということです。全項目評価が必要とさ れないシステムについては、当審議会には諮問されないこととなります。

なお、先ほど申しました市民への公表の前には、国から独立した特定個人情報保護委員 会の方に提出することが必要とされております。

これが特定個人情報保護評価の一連の流れということになります。

それでは、特定個人情報保護評価、特に全項目評価というものがどういう事項を評価す るのかという話になるのですが、これにつきましては20ページの「全項目評価」をご覧 ください。左側に、全項目評価書にある記載事項の目次が書いてあります。18ページに 「基礎項目評価」がありますので「全項目評価の記載事項の目次」（20ページ）と「基 礎項目評価の記載事項の目次」（18ページ）とを見比べていただきますと一目瞭然なの ですが、基礎項目評価の方が、対象人数や取扱者数、重大事故の有無といった事実関係の み、言わば、しきい値評価項目の記載に留まるのに対しまして、全項目評価の方は、例え ばⅢの「特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」といったように、 基礎項目評価に比べればかなり詳細な記載がなされることとなります。

実際の評価書につきましては、本日は時間の関係上、一例のみ紹介させていただきます が、70ページの方をご覧ください。

そこには、「7 特定個人情報の保管・消去についてのリスク」といたしまして、上か ら2番目、「リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」、右側の71ページ の「リスク2：特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク」、また、「リスク 3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク」というような形で、この3つ

のリスクについて物理的、もしくは技術的な対策を書くということで、セキュリティ面から申しますと、本来、秘匿すべき情報にも該当しそうな、かなり専門的な内容を記載することとなります。

一例をご紹介させていただきましたので、資料の20ページ「全項目評価」に、お戻りください。

このページの右側をご覧くださいますと、全項目評価の実施フローがございます。右側の「地方公共団体」の欄を見ていただきたいのですが、繰り返しになりますけれども、このフローに沿って説明させていただきますと、「評価書を作成いたしましたら、まずは住民等の意見を聴取し、その後、この審議会により第三者点検を経て、国の委員会に提出し、そしてそれらの行程を経た評価書が市民に公表される」、これが1つのサイクルでありまして、これを繰り返すことにより、市の行った評価の適合性、妥当性を客観的に担保するのがこの全項目評価の意義とされております。ここまでが特定個人情報保護評価制度の概要の説明です。

次に、当面の間の評価のスケジュール、また今年度新規にお願いすることとなる2つのシステムの概要をご説明したいと思います。これは25ページの「平成26年～27年度特定個人情報保護評価スケジュール（予定）」をご覧ください。

そこでは、今回、諮問させていただいた7つのシステムについてゴシック体で書かれていますが、平成26年度に開発に着手するものと、平成27年度に着手するものに分けて記載させていただいております。

ここにもありますように、今年度、開発に着手するのは、（旧）住民記録オンラインシステムと税務システムの2つであります。その下の「特定個人情報保護評価スケジュール」の行より下をご覧くださいなのですが、①から⑩の工程まで、大体、1月か2月ぐらいまでを予定しております。

ここで、この審議会が直接かかわるのは⑤、⑦、⑧なのですが、そのうち、国が定めたやり方に市が、いわばオリジナルでつけ加えた行程が「⑥市民意見聴取」の前にあります「⑤情報公開・個人情報保護審議会（部会委員における事前点検）」のところで、部会で事前審査を行うということです。

これは、千葉市として初めてという部分もございますので、市民の目に触れる前に、審議会の方々に事前の点検をしていただこうと考えたものであります。

なお、この「⑤の部会における事前点検」と「⑦部会での第三者点検」については、先

ほど評価書を一例だけご紹介させていただきましたけれども、実際の審査が非常に専門的な内容となっておりますので、議題3にもありますように、この審議会に部会を設けて複数回行っていただこうと考えております。その後、「⑧審議会親会への報告・答申」となります。

なお、これら以外の5つのシステム、平成27年度に改修を行うシステムにつきましては、下の段になるのですが、平成27年度から開発に着手することとなりますので、本年度中に特定個人情報保護評価を行う必要が必ずしもありません。

ただし、4月から開発に着手するということ、また、国の補助金等の関係などにおいて、前倒しで平成26年度から施行が求められる場合もあり得るということを所管課から聞いておりますので、その際にはまたご審議いただきたいと考えています。

次に、(旧)住民記録オンラインシステムの方を説明させていただきますが、27ページが、「(旧)住民記録オンラインシステム」の概要書になります。

まず、「1 システム概要」の「(1) 主な事務」とありますが、(旧)住民記録オンラインシステムにつきましては、住民記録基本台帳ネットワークを通じて住民異動の管理、または住民票の写しなどの交付を行うものです。ここで特筆するのは(1)の「主な事務」の「※印」でございますけれども、このシステムは「マイナンバー法の施行により個人番号、いわゆるマイナンバーを生成するものである」ということです。

これは、先ほど実施機関の説明にもありましたように、マイナンバーとは住民票コードから生成するという事に由来いたします。

したがって、先ほど説明した「保護評価スケジュール」(25ページ)にもありますように、どのシステムよりも早く開発に着手しているものでありますし、その評価の実施時期も他のシステムとは違い、プログラミング前ではなく、本番データを取り扱う前、なるべく早い時期に行うものであります。

なお、来年度開発を行う、「住民記録システム」との関係ですが、「住民記録システム」が平成29年1月の稼働を目指していると聞いておまして、それが稼働された暁には、この「(旧)住民記録オンラインシステム」の稼働を停止する予定と聞いてございます。

それでは、31ページの「税務システム」の方をご説明させていただきます。

ここにある「税務システム」ですが、各種税の賦課業務のほか、課税証明書などの証明書の発行業務、またそれらに係る収納管理を行っているものでありまして、千葉県ポートサイトタワーにサーバーを有し、各市税事務所や保健福祉センター、市民センターなどと

つながっているものであります。

以上が、本年度評価をお願いする2システムの概要です。

それでは、引き続き、議事3の「特定個人情報保護評価部会の設置について」を、説明をさせていただきます。資料3「特定個人情報保護評価部会の設置等について（案）」をご覧ください。

まず、この審議会に部会を設置する根拠ですが、一番上にありますように、当審議会設置条例の施行規則にございまして、第2条に「審議会は、必要があると認めるときは、会長が指名する委員をもって組織する部会を置くことができる」となっておりますので、今回、この規定を使って事務局から部会の設置についてご提案させていただくということでございます。

特定個人情報保護評価指針の解説第5の3（3）「【Q】第三者点検を行う者のスキルや資格は、どの程度のレベルまで考慮すべきでしょうか」、というところをご覧ください。

そこでは、「第三者点検を行う者について何らかの資格を問うものではありませんが、個人情報の保護に関する学識経験を持っている者や、情報システムに知見を有している者等を含むことを想定しています」と記載されております。

これらの規定を考えまして、今回、素案を作成させていただきました。なお、この「特定個人情報保護評価指針の解説」というものにつきましては、国の特定個人情報保護委員会が取りまとめた指針に関して問い合わせの多い質問について、国の委員会事務局が回答した事例を取りまとめたものでございます。

先ほど申した国の考え方や、第三者点検を非常に時間のない中、集中的に行わなくてはならないことを考慮いたしまして、1の「部会の設置」にあるとおり事務局といたしましては、部会を設置したいと考えております。

なお、名称といたしましては、2の「部会の名称」にありますとおり、「特定個人情報保護評価部会」と称することとし、3の「部会の委員の指定」でございしますが、部会の人数は3名とした上で（2）の「構成委員」にあるように「会長」、「個人情報の保護に関する学識経験を持つ委員」、「情報システムに知見を有する委員」の3名を先ほど申し上げた、審議会設置条例施行規則にある「会長が指名する者」としてご提示させていただいたところでございます。

なお、その部会と全体会の関係ですが、4の「審議会の進め方」にありますとおり、ま

ずは本日、全体会での市長からの諮問を受け、部会で個別の審議、部会から全体会への報告、全体会での答申と進めていきたいと考えております。

また、この部会について公開するか否かですけれども、5の「部会における会議の非公開について」のところですが、実際の審査になりますと、先ほど見ていただきましたように、リスク管理に関する事項、例えば特定個人情報の保管場所の物理的な位置ですとか、不正アクセス対策に対する技術的細目などと言った、場合によっては違法行為を助長したり、セキュリティ上のリスクを高めてしまう可能性のある情報に審議が及ぶ可能性があること、また、実はこの全項目評価書の公開自体、国が出しているガイドラインなどを見ると、情報セキュリティ上の機密事項を除き公開しなければならないとなっていますので、会議自体を公開すると市の事務事業の適正な遂行に支障がある情報を取り扱う可能性が高いと考えまして、原則非公開と考えています。

しかし、必ずしも毎回毎回そういった情報が扱われるとは限らないわけですし、この特定個人情報保護評価自体が、そもそもが国民の不安の払拭を目的とするものでありますので、議事録については不開示情報を除いて原則公開という形をお願いしたいと考えております。

今申し上げたものにつきましては、資料3の2枚目に「特定個人情報保護評価部会設置要綱（案）」という形で規定化を図り、考えていきたいと考えております。

以上が、議事（3）の「特定個人情報保護評価部会の設置等について」の事務局の案です。議事（2）の諮問事項とあわせまして、ご審議をお願いいたします。

（稲垣会長） どうもありがとうございました。

ただいまのご説明に対して、ご質問等ございましたら、発言願います。

（藤谷委員） この特定個人情報保護評価そのものが、まだ全国的にもたくさん行われているわけではなくて、千葉市は先進的に取り組まれている方だと思うので、そういった意味でまだ試行錯誤的な部分があると思われれます。また私もそんなに十分な理解があるわけではないのですが。

前提をいろいろ言っているのは、今日、この資料2で、市長からこの審議会の会長に対して諮問があったのですけれども、諮問書を見ますと、「標記の件について」ということで、対象となるシステムの名称が（1）から（7）まで挙がっていますね。ただ、どうも特定個人情報保護評価の仕組みを考える限りは、個人情報保護評価の対象はシステムでは

なくて、特定個人情報ファイルを扱う事務ですよ。

事務とシステムとは、やはり少し違います。なぜかと言うと、システムと言うと、どうしてもシステムの機能とか中身に目が移りがちですし、システムそのもののセキュリティというものにどうしても注目しがちなのですが、やはり、システムというのは事務を行うための道具でありまして、システムと事務とはどこが違うかと言うと、システムを使って事務を行うときに、システムが機械系だとすると、機械系を使って住民に対して一定のサービスを行うのが事務でありまして、人間系、システム系以外の部分でのセキュリティがまさに個人情報保護評価。ただ単にセキュリティというよりは、先ほどからご説明いただいているように、この仕組み自体がもともと単なるセキュリティだけではなくて、この番号制度を実施する上での国民の懸念を払拭するというのを、まず第一の目的に掲げているところからしても、やはりこの諮問の対象がシステムというのは、これ実はすみません、私も事前に見させていただいて、その点については気がつかなくて今、ここで発言するのはちょっと気が引けるのですが。もう一回考えてみますと、どうも対象となるシステムの名称ではなくて、対象となる事務ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

ちなみに、資料7の千葉市の個人情報保護についての運用状況報告書の99ページを見ますと、個人情報取扱事務の届出状況というのがありまして、平成25年の年度末現在で、個人情報取扱事務というのは、千葉市では1,823事務あることになっているのです。

そうすると、システムでいきますと、今回、諮問されている(旧)住民記録システムと、それから税務システムということになっていますが、この2つのシステムを使う事務というのは、1,823のうち、どの事務なのか、ということをやはり補足することが必要ではないかと思うのですが。

ですから、やはり実施の基本に戻って、事務ということに遡ると、システムだけではやはり不十分ではないか。もちろん、特定個人情報ファイルというのは、システムで使うファイルには違いないですけども、それを使う事務という観点で、決してこれで間違いではないと思いますが、そういうふうに補正する必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

(稲垣会長) 今のお話ですが、でもこれは市長からの諮問であると、ここで諮問を変えるわけにはいかないということで。ただ、おっしゃるとおり、事務を含めてこの審議会では審議していくと、そういう必要があるのではないかということになるのでしょうか。

(藤谷委員) そうですね。



(多賀谷委員) 届出事務、約1,900ありますけど、届出事務の中には住基情報を使った個人情報ファイルもあれば、そうでないファイルもあります。したがって、1,900全てが評価の対象になるわけではありません。

だから、要するに、そのうち従来の住基情報、今後、特定個人情報ファイルを使う場合の事務のあり方についてというのが評価の対象になるのですね。

(藤谷委員) そうですね。

(稲垣会長) 今のお話しに関して、他にご意見はありますか。

今の藤谷委員、多賀谷委員のご発言のように、諮問はシステムとなっているけれども、事務について慎重に審議していくということによろしいでしょうか。

(異議なし)

(金森政策法務課課長補佐) ご説明させていただきます。資料の40ページをご覧ください。できればと思います。

「2 特定個人情報保護評価の範囲」ということが藤谷委員から言われたことございまして、実はこの指針でも、「特定個人情報保護評価は原則として法令上の事務ごとに実施するものとする」とございまして、事務単位になっているのが基本です。

また、多賀谷委員の方からありましたとおり、資料7に個人情報の運用状況報告書というものがございまして。これは個人情報保護におけるその収集と利用の観点から事務を区分したもので、必ずしもこの事務の単位が一致するものではございません。

ただ、今回の2システム、税務システムと旧住民記録オンラインシステムにつきましては、今、業務改革推進課と、事務の単位について精査をしているところですが、40ページにある「特定個人情報保護評価指針」につきましては、この運用指針のマニュアルというのがございまして、評価書の作成に当たっては事務単位で作るか、またはシステムごとに作るかというのが、どちらか評価がやり易い方で構わないよということが記載されています。

実は、福祉システムの場合は、事務数が25ぐらいあって、ある程度把握はしていますが、この場合は、25枚の諮問書を提示させていただくには多過ぎるのかなという部分もございまして、あくまでも評価書の単位は、7つのシステム単位ということで、諮問をさせていただいたところでは。

(藤谷委員) そういう意味では、今の説明を補足すると、この資料2の39ページの「第4 特定個人情報保護評価の対象」というところが出発点で、基本的な考え方は40ペー

ジの1行目の「特定個人情報ファイル」を取り扱う事務なのですね。

40ページの「2 特定個人情報保護評価の単位」で、今おっしゃっているように、それを事務ごとに1つにするのか、あるいは事務をさらに分けたり、反対に複数の事務をまとめたり、というのはできますよと書いてあるのですね。

ですから、今、もしこの指針のさらに解釈版があって、システムごとで良いという明示があるのであれば、それは逆に私も参考とさせていただければと思います。

ただ、私が申し上げたかったのは、先ほど個人情報評価の眼目は、リスクを分析し、リスクに対する対策、まさにコントロール策をきちんと行う、評価するというふうにあります。そこはどうしてもシステムと言うと、事務を行っている場面でのリスクの分析あるいは対策が漏れるところがあり得る、そこを注意していただきたいという理由もありますので、ご理解いただきたいと思います。

(稲垣会長) それでは、この会議、あるいは部会でそういう視点で検討していくということによろしいでしょうか。

(多賀谷委員) この事務というのは、法令上の事務とあるのですが、千葉市がつくっている事務分類ではなく、番号法の別表1に書いてある事務であって、原則として番号法の別表に書いてある事務ごとに実施するけれども、困難な場合には複数の事務に分割して、あるいは複数の項にかかる事務を1つの事務として評価の対象とすることができるので、柔軟な運用はできるように一応は書いてあるのですね。

(内山委員) 確かに、システムという言葉がひっかかるところがありますが、今気がつきましたけれど、「対象となるシステム」という言葉のかわりに「特定個人情報ファイル」、せっかく今、特定個人情報をやっているわけですから、特定個人情報ファイルと書いたら、何か整合するような気がするのですが、いかがでしょうか。

(金森政策法務課課長補佐) 内山委員から特定個人情報ファイルと名前を変えたらいかがかという話ですが、来年10月に個人番号が振られるのですけれども、言い換えると、まだ個人番号が生成されていないわけで、特定個人情報ファイルという、個人番号を紐付けて個人を特定しようとするファイルは、実は今現在は存在しないことになります。来年10月以降に存在することになりますので、諮問の段階において特定個人情報ファイルという名前を使うことは、ちょっと難しいのかなと考えております。

(内山委員) そうですか。

(金森政策法務課課長補佐) ですので、あくまでも事務の単位、もしくはシステムの単

位という形で諮問を出させていただいております。

(内山委員) いずれにしても、そういうところに整合されていくということですね。

(金森政策法務課課長補佐) 結果としては、確かに整合されて参ります。

(内山委員) 分かりました。

(藤谷委員) さっきのことで要望なのですが、先ほど、多賀谷委員から資料7の運用状況報告で書いてある1, 823の事務というのと、この番号制度上での事務とは必ずしも同じではないのではないかと。これは多分そうだと思うのですが。ただ、この制度が国民の懸念を払拭するという、千葉市で言えば、千葉市民の懸念を払拭するという事に繋がるわけです。

そうすると千葉市で個人情報保護に関して住民の方に、今までこういう1, 823という、ここにおける事務分類でもって一応、制度を運用してきていらしたのであれば、この審議会で審議したことが1, 823のどの部分をカバーしているのだよということをきちんと公開、あるいは公表すること自体は非常に有益なことだと思いますので、そこのフォローはぜひお願いしたいというふうに思います。

(多賀谷委員) この事務の中には、例えば典型的な例で、千葉市の結婚相談で見合い相談に来た人の名前を書いている、そういう大部分の事務、かなりの個人情報ファイルは手書きのファイルである。しかも、個人情報データベースで一切紐づけされていないようなものが、多分1, 000以上あるだろうと思うのです。

そういうのが、やはり対象ではないということは明確ですので、個人情報データベースとつながっている事務に限定して、対象にする事項になると思います。

(稲垣会長) ということで、大体、今のご意見で。そうすると仮にこの先、部会などでやっていくにしても、システムそのものではなくて、事務取扱を含めて部会で審議していきたいと、こういう審議会の意向ということでよろしいでしょうか。

(多賀谷委員) やはり、個人情報ファイルにつながらない情報があるということ、そして、その方がある意味で安全性につながる。例えば、犯罪人名簿みたいなものがあるわけで、それが繋がったらとんでもないことになりますので、それは明確にした方が良いでしょう。

(増山委員) 私は全然専門ではありませんので、全く一人の市民としての意見ですけども、個人情報を守るという発想はもちろん大事ですけども、万が一、情報が漏れた場合の保護をどうするのかという観点も審議会の観点に入れてほしいと思います。

というのは、原発の事故を経て、ここ何年か生活しているわけですけども、1, 000

年に一度、起こりっこないという事故が起きて、今こういう状態になっているという現実があります。情報管理システムあるいは情報管理ファイルを守るということに関しては、皆さん頭の中に私も含めてあると思うのですが、万が一、漏れるはずのない情報が漏れたとき、そういうことに関しても、ぜひ専門的なお立場で入れていただければ市民としてはありがたいと思います。

(稲垣会長) もちろん、全て絶対というものはないですからね。

(増山委員) 絶対ということはないですけども、誰も考えていなかった原発事故が起こったという現実から、一市民としての発言です。

(稲垣会長) リスクを最小限に抑えるだけの制度ですので。それが漏れた場合どうするかというのは、当審議会で議論する問題かどうか。事務局、その点はどうですか。

(多賀谷委員) これは、資料2の4ページの「情報連携のイメージ」のところ、左上のところに「情報提供等記録開示機能」と、要するに、自分の情報がどのように取り扱われているかということですね。マイ・ポータルを通じてチェックするという機能、これ自体は今回の審査の対象ではないわけですね。

(中村業務改革推進課担当課長) 今回は、該当していません。

(多賀谷委員) だから、これがきちんと機能するということは、おっしゃる話で一番中心だと思う。自分の情報はどう使われているかということ、これでチェックできるとい、そういう仕組みに一応はなっている。

(増山委員) 一応はなっているのですね。

(多賀谷委員) なっているわけです。それが機能すれば、自己情報コントロールができるという、そういうことだと思います。

(中村業務改革推進課担当課長) 今回、特定個人情報保護の評価書というものを市の方で作りまして、評価書を審議する。その評価書の中で、システムを稼働させる前に、個人情報の保護、プライバシーの問題、それらのリスクを分析して、リスクがないかどうか、もし漏れた場合の対策がとれているかというものを評価書の中に記載しまして、大丈夫ですよと、こういう形で対応をとっていますということ、それぞれの地方自治体が宣言をするというのが今回の評価書でございます。

ですから、今回、ご審議をいただく中で、事前にどういう対策がとられているかという部分を見ていただくということになります。

(稲垣会長) それが、検討対象になってくるのですね。

最近、ベネッセの大量情報漏えいがあった。それを例に考えたら分かります。出てしまったものは、被害者としては自分でどうする方法もないですね。

(増山委員) そうですね。問題になっていますよね。

(藤谷委員) もう1点よろしいでしょうか。手元の資料2の41ページを見ますと、先ほどのパワーポイント資料の方でもご説明があったのですが、第5の1の(1)のところに「特定個人情報評価の実施手続」に関してありますように、「評価実施機関が最初の特定個人情報保護評価を実施する前に、特定個人情報保護評価計画管理書を作成するものとする」というふうにあるのですが、これは今、作成されているのか、作成中なのか、その辺について事務局からご説明いただければと思うのですが。

(稲垣会長) この管理書というのは、今、どの段階に。何かスケジュールでありましたね。

(中村業務改革推進課担当課長) 現在、再度各所管にマイナンバー法の別表で記載されている事務について、それぞれの事務の取扱い人数についての照会をかけております。

それをもとに計画管理書は作成になりますので、これから作成する、作成中ということになります。

(稲垣会長) いつ頃までに作成できますか。

(中村業務改革推進課担当課長) 基本的には国の特定個人情報保護委員会に評価書を出すときにあわせて出す、そのタイミングになりますので、完成版として出すのは2月頃になります。

(稲垣会長) 部会の審議のときは、計画書の下書きというか、案みたいなものはあるのですか。

(中村業務改革推進課担当課長) 25ページの「保護評価のスケジュール」をお開きいただければと思いますが、②の「しきい値判断」で、3段階の評価がございしますが、どれにあたるか判断をして、③の全項目評価書作成の段階までには、9月の段階では計画書というものがお示しできるかと思っています。

(藤谷委員) これは多分、私も正確な理解があるわけではないし、もしかしたらこの指針のさらにまた説明書があって、違うのかもしれないのですが、41ページの先ほどのところを見ますと、文言上は、評価実施機関、つまり千葉市は、最初の特定個人情報保護評価を実施する「前に」とあるのですね。

これはPDCAのサイクルをここにも取り入れているということからしますと、この実

施というのはまず原則として、各事務の行っているところが実施をして、その評価書を審議会の部会に提出していただいて、そこでのチェックを経て審議会に戻されて、千葉市の特定個人情報保護評価書として提出することになると思うのです。

そうすると、実施する前ですから、これでいうと今日は実施する手続、手順を決める段階なので、まだここは実施に着手していないというふうに解釈することが可能だと思いますから、今日ではなくていいと思うのですけど。

ただ、しかし、各事務を担当する部署が作業を実施する前までには、まさに評価作業に着手する前には全体としての、千葉市としての計画管理書を作成されて、その部署がそれを実施するための指針とすると。まさに、計画というふうにするということが必要ではないかと思われまので。ちょっと細かいですが、そこを事務局さんもきちんと認識していた方が良くのかなと思って指摘をさせていただいたところです。

(稲垣会長) 確かに部会はまだ途中ではあるのですけどね。評価実施というのは、最終的には意見ということですか。評価実施というところは、どういうことを指すのか。

少なくとも、部会の事前点検はまだいいとしても、最後の点検のときには計画書がないといけないということになりますよね。

(金森政策法務課課長補佐) 当然、事前点検の段階においても、全項目評価書を作成することになりますし、その前段階においては、この計画管理書は作成することになります。

(稲垣会長) この表ではこうだけど、間に合わせますということですか。

(金森政策法務課課長補佐) はい。まさしく、この評価計画管理書というものの自体は、事務の単位を検討するために必要なもの、要は目次みたいなものになりますので、実際に皆様にお見せするのは同時になるかもしれないですけども、当然、評価書を作成する前には、作成させていただきます。

(稲垣会長) 第三者点検、事前点検の段階では、下書きみたいなものができているということですか。

(金森政策法務課課長補佐) 最終的なものにはならないかもしれませんが、評価書と管理書をあわせてお見せする形になると思います。

(藤谷委員) 多分、25ページの「保護評価のスケジュール」を見ると、これは試行錯誤しながらの考えですが、「①の計画管理書の作成」というのは、一応、「②のしきい値判断」を実施するところからは個人情報保護評価に着手するというふうに普通考えられるので、そうすると、その前までに一旦、作成というのは終わるべきだと思いますね。

それに基づいて、実際のしきい値判断だとか、全項目評価書作成が行われて、さらに評価書の事前審査も行われて、それを基にして、少し後に設置されるであろう部会等で点検をするというふうに戻っていく。

ですから、計画書ではなくて計画管理書というネーミング自体が一つの意味があると思いまして、計画であれば事前に作成すればおしまいですが、P D C Aで一旦計画して、それがどういうふうを実施されたかという結果も含めて、最終的には先ほどの41ページの「(2)の特定個人情報保護委員会への計画管理書の提出」というところに。多分、P l a nに実施した結果、D oした結果、C h e c k、A c tした結果も入れながら完成させて提出するというふうなイメージなので。

ですから、25ページの「保護評価のスケジュール」自体は、「②のしきい値判断」の前に一旦計画書ができて、計画管理書に基づいてずっと行われてというふうに、ここをもう少し詳細化した方がより現実にフィットするのではないかなと思います。

(久我政策法務課長) おっしゃるとおりでございますので、そのようにいたします。

(稲垣会長) できますか。

(久我政策法務課長) はい。

(稲垣会長) もう7月ですね。

(久我政策法務課長) そうですね。初めに計画書を書ける部分だけ作りまして、それから評価を実施し、その評価を実施した日付が入ってまいりますので、それが入ったものを委員会の方に提出するという形になっております。

(稲垣会長) 計画管理書を早く出していただく。

(久我政策法務課長) はい。

(藤谷委員) その意味では、25ページの「①の計画管理書の作成」が、終わりが12月までになっているのですが、多分これは、「⑨の特定個人情報保護委員会への提出」の直前まで続くことになるでしょうね。

(久我政策法務課長) そうですね。

(稲垣会長) 計画書の作成は前にくる。今の計画よりは早めるということですね。

(久我政策法務課長) はい。

(稲垣会長) それから、他に何かご質問。よろしいですか。

(内山委員) 先ほど、4ページの「情報連携のイメージ」についてご説明いただきましたけども、私の理解では、マイナンバーが個人個人にいただけるものである。

図表の中に、「符号A」とか「符号B」とございますが、これは国の機関A、国の機関Bというふうに考えてよろしいか。あるいは、もっと階層をダウンしていったら、千葉市の〇〇局の何々ファイルを使う場合の符号A、符号Bと考えるものなのか。これは地方公共団体にも提供機関というのは共通なものであるのか。

私はそうではないというふうに理解しているのですが、資料の下の方にある地方公共団体システム機構で同じような符号が使われて、各ファイルが処理されているのが今度は紐つき情報としてマイ・ポータルの方に入っていくのですか。

そのあたりを、再度ご説明をお願いします。

(中村業務改革推進課担当課長) こちらの符号A、符号Bというのは、それぞれの実施機関ごとです。ですから、千葉市とか、船橋市というそれぞれの機関で、マイナンバーを直接やりとりするのではなくて、マイナンバーにつながる番号でと考えていただければ。

ですから、本来であれば、ダイレクトにマイナンバーの12桁の番号を使って情報連携すればいいのですが、そうしますと、マイナンバーに付随した情報も一緒に行ってしまいますので、処理上はそれにつながる番号、別の番号を持たせます。

ただ、その番号も千葉市で持っている番号と、同じ方の情報ですけれども、例えば市原市、船橋市での番号というのはまた別の番号となります。それらの番号で同じ個人番号の人の情報が行き来します。

(内山委員) そうすると、我々マイナンバーをいただいた場合に、その符号のところへ到達したい場合はどうするのですか。

(中村業務改革推進課担当課長) それはもう見えない状態でございます。各行政機関同士のやりとりの中の仕組みとして、これをやるというだけですので。

(内山委員) そうすると、マイ・ポータルのところへマイナンバーで載っているのを、申請したり、届け出たりするのですか。

(中村業務改革推進課担当課長) 市民の方が見る際には、マイ・ポータルで、自分のマイナンバーによって、どういう情報がやりとりされているかというのはわかります。

ただ、その際に、ここに表記としては書いてあるのですが、この符号という番号は我々には見えませんので、ただシステムの中でのやりとりで使うということです。

(内山委員) システムを設置する場合には、千葉市の場合であれば、各事業ごとの番号をつけるわけですね。

(中村業務改革推進課担当課長) 1人1個ずつです。個人に1個ずつマイナンバーとい



う番号が付きまますので、事業ごとではなくて、マイナンバーにつながる別の番号（符号）が付きまます。

（内山委員） 内部だけの番号ですか。

（中村業務改革推進課担当課長） マイナンバーと別の番号をもう1個作るというイメージです。

（内山委員） そうすると、資料の下の方に記載されている地方公共団体情報システム機構というのは、どういうことを行うのですか。

（中村業務改革推進課担当課長） こちらは、実際に住民票コードをもとにマイナンバーをつくる機関です。

（内山委員） そうですか。それともう一つ。図表の中で、「情報提供ネットワークシステム」から「マイポータル」に繋がる場所は、一方行の矢印（ $\rightarrow$ ）だけとなっておりますが、双方向の矢印（ $\leftrightarrow$ ）でないでしょうか。

（中村業務改革推進課担当課長） これは情報提供ネットワークシステムが各情報機関のやりとりを記録しておりますので、その情報を流すだけです。

（内山委員） 分かりました。

（多賀谷委員） 今の関係で、私も確認したいのですが、今までは市町村間はLASDECという財団法人地方自治情報センターを通じて、転出入等についての住民の情報を相互にやっていたわけですけれども、その機能も全部こっちへ移ってしまうということですか、それとも、それはそのまま残すのですか。

（中村業務改革推進課担当課長） 住民基本台帳の機能はそのまま残ります。

（多賀谷委員） LASDECは残るのですか。

（中村業務改革推進課担当課長） LASDECの名前がこの4月から、「地方公共団体情報システム機構」という名前に変わっております。

（多賀谷委員） 地方自治体同士はそれでやっていくということですか。

（中村業務改革推進課担当課長） はい。

（藤谷委員） 先ほどの内山委員から4ページの「情報連携のイメージ」のマイ・ポータルから情報提供ネットワークシステムの方に向けての矢印は要らないのかという点についてですが、先ほど、要らないという説明がありましたが、実際は、要るのではないですか。

というのは、マイ・ポータルを使って千葉市民のAさんという人が、ここの自己情報表示機能とか、情報提供等記録開示機能だとか、プッシュ型サービスとか、ワンストップサ

ービスを使おうとする場合に、プッシュ型サービスの場合は多分、情報提供ネットワークシステムを管理しているのは千葉市ですから、千葉市からプッシュアウトでAさんのどこかへ入れているのでしょう。

しかし、それもマイ・ポータルという中へ放り込む、単純に言うとマイ・ポータルというハードディスク磁気記憶媒体がどこにあるかということ、それは情報提供ネットワークシステム、千葉市の情報システムの中にあるのであって、マイ・ポータルというのはあくまで仕組みですから。

そうすると、仕組みを通じてどこに情報を見に行くかということ、情報提供ネットワークシステムの中の記録媒体に見にいて、それを結果的にマイ・ポータルを通じて表示したりということになるわけですから。

そうすると、先ほど内山委員が注目された情報がどっちへ行ったり来たりするのだということからすると、何か市民の側からとりに行ったりする、その関係はないのかということについては、やはりあるという方が正しくて、その方が情報の行き来、要するにそこにもリスクがもしかしたらあり得るかもしれませんから、それはそっちの方が正しいのではないかと思います。

(内山委員) 双方向ということを盛んに言われていますからね。

(多賀谷委員) ただ、それは個人のどこかインターネットへ行くところに矢印があります。そこで留まるのであって、マイ・ポータルから情報提供機能といいますか、情報提供ネットワークシステムの中へ個人が何らかの情報を入れ込むことはできないという、そういうことで一方向になっているのではないかと。

(藤谷委員) なるほど。個人が入れ込むことはできないと思うのです。インターネットでここにとりにいったときに、例えば情報提供等記録開示機能というのをを使って、自分の情報がいつどのように使われたかを見ようとする、そのマイ・ポータルに行った後、マイ・ポータルがこの下の情報提供ネットワークシステム、千葉市のシステムの中にある情報提供記録を見に行っているのではないのですか。

(多賀谷委員) それは一方向的に行っているのですよ。その都度ではなくて、マイ・ポータルにあらかじめ入れてあるのを、個人はただ単に見るだけということだと思います。

(藤谷委員) そうすると、マイ・ポータルというのはどこにあるのですか、このハードディスクですか。

(中原委員) 図表の情報ネットワークシステムの中にある「情報提供記録」にあるので

はないですか。

(藤谷委員) これ自体は千葉市なのです。

(中原委員) マイ・ポータルの中の一部だと思います。図表の中の「情報提供ネットワークシステム」と「マイ・ポータル」との間に、双方向の矢印(←→)がつくということは、書き換えが可能ということの意味しますので、それはできないと思います。ただ、見ただけとうことで一方行の矢印(→)が記載されているのだと思います。

(藤谷委員) 双方向の矢印(←→)がつくということと、書きかえ可能ということは別問題ではないでしょうか。参照するかどうかと、更新するかどうかというのは、また別問題であると思います。

(中原委員) ただ、これは、個人個人が、インターネットを通じて見ているだけであって、これを書き切れないから、ただ表で出しただけに過ぎないのではないのでしょうか。

(藤谷委員) そうですよ。そうですけど。

(中原委員) 矢印というのは、本来、趣旨的に間違っているのだと思います。

(藤谷委員) 事務局の方の考えでは、マイ・ポータルで、例えば、情報提供記録というのは、ある個人の方が見に行ったときに、情報自体はどこにあるのですか。

(多賀谷委員) おそらく、ミラーリング(データの複製を別の場所にリアルタイムに保存)しているだけだと思います。

(藤谷委員) じゃあ、ミラーリングのハードディスクが物理的にどこにあるのかと、こういうことです。それによってセキュリティをどう考えているのですか。

(中村業務改革推進課担当課長) このマイ・ポータル自体は国でこれから設置するシステムでございますので、どこにあるかというか、市として持っているものではありません。

(多賀谷委員) 千葉市ではなく国ですか。国からミラーリングされてきている。

(稲垣会長) 千葉市から利用結果が、自動的にどんどん報告が入っていくわけです。

(多賀谷委員) 多分、個人がインターネットから入るときに、当然、なりすましの危険があるので、それで双方向にするのはやはり危ないという判断があると思うのですよ。

第三者がここで入ってきて、ポータルの情報を見るという可能性がある。そこは何かの仕組みがありそうな感じですね。

(藤谷委員) ただ、他方で全住民、全国民が番号を使っている、その人の利用情報にしても、自己情報表示機能にしても、それが全て千葉市以外のどこかにいつも最新状態で保存されている。それはそれで、大変なリスクであり、これはどういう仕組みか分からない

ので。

(稲垣会長) これは、一自治体というよりは、むしろ国家の問題でしょうね。

(中村業務改革推進課担当課長) この資料は、国の特定個人情報保護委員会が作成して、平成26年6月3日に公表した資料でございまして、この部分は、4ページの表題「情報連携のイメージ」にもありますように、イメージという形であって、マイ・ポータルはどういう形になるかというのは、実際これから国で詳細は詰めていくこととなります。ただ、やりとりの部分について個人で確認できるというのをイメージとして示したというだけかと思しますので、詳細については、それは今後ご報告させていただきたいと思えます。

(稲垣会長) 要するに、マイ・ポータルは千葉市で運営するのではなくて、国でやっていくものだということですね。

(中村業務改革推進課担当課長) はい。

(稲垣会長) 他に、ご質問等ありませんか。ご意見でもいいです。

それでは、この議事の(2)番については、終わりにします。

次に、議事の(3)「特定個人情報保護評価部会の設置等について」は、事務局から、議事(2)と一緒にご説明いただいたのですが、部会の設置等に関して、事務局からのご説明のとおりでよろしいでしょうか。何かご意見ありますか。

資料3に、「特定個人情報保護評価部会設置要綱(案)」が添付されていますが、要綱もこの会議で決めるのですか。

(久我政策法務課長) 要綱を含めた形でご了解をいただければと思います。

(稲垣会長) 設置要綱もここで決めるのですね。

事務局の案として3人程度が妥当じゃないかという考えで、皆さんのご意見はいかがでしょうか。

(中原委員) 3人の根拠は何ですか。全体が10人いるから、3人ぐらいが良いではないかということですか。

(久我政策法務課長) 少人数で専門の委員さんにご審議いただきたいということなので、3人という根拠がはっきりあるということではございません。もし、4人の方が良いのではないかというご意見がございましたら、それでも構いません。

(稲垣会長) 結局、機動的にやるというには日程調整とかいろいろなことがありますね。そういうことで、少人数になったという、事務局の考えということですか。

(久我政策法務課長) 少人数ということと、あとは通常、部会を設置する場合、大体3

人ぐらいということもございまして、事務局としては3人ということで提案させていただいております。

(稲垣会長) あるいは、他の委員の方がオブザーバーで参加されても構わないですね。

(久我政策法務課長) 部会の委員としては決めていただいて、オブザーバーという形でご参加いただくことは問題ありません。

(稲垣会長) 日程が合う方は自由に参加する。そういうこともありますよね。

(中原委員) 3人だとかなり仕事がハードになるのではないかと、そう思ったものからです。人数が、多ければ多いほど良いというものでもありませんが。

(多賀谷委員) 人数が多いとかえって大変な場合もあります。

(中原委員) そうですね。あの人がやってくれるからいいやという感じになってしまう。

(稲垣会長) 議論がやりやすい人数というのもありますよね。

(國松委員) 専門的な方たちが3人だったら大丈夫であると思います。私は、3人で良いと思います。

(稲垣会長) 3人でも良いか、あるいは、もっと増やすか、いかがでしょうか、3人でもよろしいですか。

(中原委員) 良いのではないですか。別に、明確な根拠があるわけではないみたいですので。

(稲垣会長) 部会の人数は3人として、その他、オブザーバーとして都合がつくから私も出たいという人は、非公開の会議ではありますが、委員であれば参加することは構わないわけですね。

(國松委員) 非公開の会議であるが、部会の委員以外の委員も参加できるということですね。

(多賀谷委員) 3人の部会委員の日程調整をしたのちに、その他の委員の方にも一応日程をお知らせをして、オブザーバーとして参加も可能ということですね。

(稲垣会長) 日程は他の委員に通知するようにするが、日程調整は部会委員の3人だけにする。他の委員の都合が悪いからということで会議の日程が延びてしまうと切りがないから、3人の調整がついたところで日程は確定して、会議自体も部会委員の出席で成立する。他の方も参加したければ参加するという形にして、部会の人数は事務局案のとおり3人という扱いでよろしいですか。

(異議なし)

(藤谷委員) 部会の設置要綱について、要綱そのものは市の要綱ですから、これを決定するのは市であって、最終的には市長ではないかと思います。

ですから、あくまで審議会は諮問機関ですので、この要綱についてはいかがでしょうかということで諮問されているので、多分、それは今から決をとられて、この要綱案どおりで良いですよということをここで決定して、それを受けて結局、市として要綱を確定されるのだろうと思います。

(多賀谷委員) 要綱を確定して、6条に基づいてこの審議会で決めるということですね。

(藤谷委員) 一応、そこは整理しておいた方が良いでしょう。

(稲垣会長) 要綱について、皆さん、このとおりでよろしいですか。

(異議なし)

(稲垣会長) それでは、審議会としては、この要綱案は妥当であるという意見で、取り扱うこととします。

それでは、部会の委員について会長が指名することになっておりますので、個人情報の保護に関する学識経験者、それから情報システムに知見を有する委員を指名することになっていますが、私の経験でいきますと、多賀谷委員が個人情報の保護に関する非常に深い知見をお持ちであるので、多賀谷委員にまず学識経験者としてお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

(稲垣会長) それから、情報システムに知見を有する委員としては、やはりこういうシステム関係に非常に造詣の深い藤谷委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

(稲垣会長) それでは部会の委員については、私と多賀谷委員、藤谷委員とさせていただきます。

次の案件に移らせていただきます。

(実施機関 退室)

#### 議事(4) 千葉市個人情報保護条例第8条第1項第6号の規定に基づく諮問

(稲垣会長) 大分時間が押してきたので、早目に進めたいと思います。

次に、議事(4) 千葉市個人情報保護条例第8条第1項第6号の規定に基づく諮問を議

題とします。

本件について、実施機関から説明をお願いします。

(久我政策法務課長) 議題(4) 千葉市個人情報保護条例第8条第1項第6号の規定に基づく諮問について、ご説明させていただきます。

資料4「個人情報の目的外の利用又は提供の禁止の例外について(諮問)」をお願いします。これは、条例第8条第1項第6号の規定による個人情報の目的外の利用又は提供の禁止の例外について、諮問をするものです。

諮問書をめくっていただきまして、審議資料の1ページをご覧ください。条例第8条第1項の規定が書いてございます。条例第8条第1項では、個人情報の目的外の利用又は提供を禁止しておりますが、ただし書でその例外といたしまして、第1号にありますように本人の同意があるとき等、以下1号から6号に該当する場合には、目的外の利用又は提供を認めることとしております。

第6号をご覧ください。審議会の意見を聞いた上で、公益上やむを得ない理由があるときにつきまして、目的外の利用、提供が認められるという規定になっております。この規定に基づきまして、これまで審議会にお諮りして認めていただいた内容が審議資料の5ページ、6ページに表になっています。全部で6類型ございます。

今回、7つ目の類型として、新たに訴訟資料の裁判所への提出につきまして、目的外の利用又は提供の禁止の例外の類型として認めていただきたく諮問をするものです。

資料4の表紙(諮問書)にお戻りください。表の方をご覧くださいまして、類型ですが、「訴訟資料の裁判所への提出」で、「争訟の当事者である市が訴訟資料を裁判所に提出するため、個人情報を提供する場合。ただし、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る」というものです。右側の理由の欄がありますが、「市が争訟の当事者であり、十分な主張立証を尽くすためには、訴訟資料を裁判所に提出することが必要な場合があるため」というものです。

これまでも、市が訴訟の当事者となっている場合に、個人情報を含む資料を訴訟資料として裁判所に提出することはございまして、基本的にその事務の目的内として整理をして提出しております。

例えば、市営住宅の明け渡し訴訟を市が提起した場合に、入居者の個人情報を含む資料を裁判所に提出するようなことは、市営住宅に係る事務の範囲内と考えられますので、目的内として提出しております。

また、他の所管で持っている資料を提出する場合であっても、条例第8条第1項第4号の規定、当該実施機関の内部で利用等する場合であって、個人情報を使用することに相当の理由がある場合という規定を受けまして、訴訟資料として整理をいたしまして、訴訟資料の目的の範囲内として裁判所に提出するという位置づけをしております。

資料にはございませんけれども、他政令市（19市）の状況ですが、目的内というような整理をしているところが6市ございます。それ以外の11市は、目的外と整理をいたしまして、条例の規定、本人同意ですとか、法令の定め、国への提供、やむを得ない等の規定を根拠に、または審議会の個別のあるいは類型の了解をもって提出をしている状況です。

また、2市につきましては、目的内と目的外、どちらでも対応できるような規定ということがございます。

各市条例の規定の仕方も異なりますので、対応はさまざまではありますが、目的内との整理等だけの市は少なく、多くの市は目的外であっても提出できる根拠をもっている状況です。

より複雑な訴訟が提起される状況の中、目的内か目的外か判断が分かれるようなものも出てくる可能性がございます。特に、職員を相手とする訴訟におきまして、人事、給与、勤務状況等の個人情報を含む資料を訴訟資料として提出しなければならない状況も生じておりまして、適切な訴訟資料を適切な時期に裁判所に提出し、十分な主張、立証をするためには、目的外とされる資料であっても訴訟資料として裁判所に提出できる根拠を明確化し、持っておく必要があると考えております。

つきましては、裁判所に訴訟資料を提出する場合を条例第8条第1項第6号の規定による、目的外の利用又は提供の禁止の例外としまして、類型化することについてお認めいただきたいと諮問させていただくものです。

なお、訴訟に関係のない個人情報を裁判所に提出して、本人の権利利益を侵害するようなことがないよう、ただし書きですが、「ただし、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る」という、ただし書を入れております。

他政令市で同様の類型を定めている市は、現在、堺市と神戸市でございまして、資料の7ページに堺市と神戸市の類型を参考として記載させていただいております。

ご説明は以上です。よろしく願いいたします。

（稲垣会長） これについて、何かご質問はありますか。

（内山委員） 訴訟の当事者というのは市として、被告になる場合も原告になる場合も含



めてのことをございますか。

(稲垣会長) そうですね、そうなりますね。

(内山委員) 分かりました。

(稲垣会長) 他に、ご質問はありますか。

私もちょっと気になるのが、ただし書がありますね、「本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る」。これは結局、事務局で不当に侵害するおそれがないと判断して出すということになるわけですよ。

(久我政策法務課長) はい、そのようにさせていただきます。今までお認めいただきました6つの類型も、同じような形です。

(藤谷委員) 今の内山委員のお話で、千葉市の案も当事者といっていますし、堺市も神戸市も当事者といっているのですが、当事者というと、普通は、原告あるいは被告に限定されるのですね。

そうすると、いわゆる参加という制度があって、市が、例えばAさんが本来はBさんを訴える。でも、そのBさんとの関係で、もしAさんのBさんに対する請求は認められないのであれば、市に対して何か請求する可能性があるので、市も要するに補助参加人として参加してくださいという、参加申し立てという場合はある。

仮に、そのような場合は、可能性としては参加の中にもいわゆる補助参加と独立当事者参加というのがあって、独立当事者参加の場合は当事者がついているので、何とか「当事者」に該当するとして整理できるかもしれないですが、補助参加の場合は、厳密に言えば難しい。訴訟参加の可能性はほとんどないとは思いますが、仮にあった場合に備えて、「当事者等」とか、解釈の幅を広げるかどうかで、あくまでも例外だからそんな場合には認めない方が良いでしょうとか、いろいろ考え方があるのかもしれませんが、その辺は事前に事務局ではどのように検討されたのか、ご見解はいかがでしょうか。

(久我政策法務課長) 今、おっしゃっていただいた訴訟参加の部分までは実際のところ検討しておりません。そのような場合も十分想定されますので、補助参加の場合も出せるような形で承認いただきたいと思います。

(稲垣会長) その方がいいです。

今、藤谷委員がおっしゃったように、「当事者等」にすれば良いですかね。

(藤谷委員) 趣旨から、等にも及ぶという解釈は可能ですよね。

(稲垣会長) それでは、この文言は「当事者」から「当事者等」に改めた形が良いで

すかね。

(多賀谷委員) 訴訟参加は少ないかというのと、そうでもない。行政訴訟の場合は、やはり結局、公法上の当事者訴訟のような感じで、行政庁が関わってくることは、十分あり得るでしょう。

(稲垣会長) それでは、「当事者等」に改める。この類型の制定に反対という意見はありますか。

(なし)

(稲垣会長) それでは、さらに「当事者」というのを「当事者等」に広げたらどうかという意見を踏まえて、答申するというところでよろしいでしょうか。

(異議なし)

(稲垣会長) 事務局の方で、答申書の案があれば、ここで示していただけますか。

(久我政策法務課長) 今、事務局(案)の方をお配りさせていただきました。今、訴訟参加の部分も含められるようにということで、争訟の当事者「等」とさせていただきます。

(稲垣会長) 今の案に当事者「等」とつけ加える形で答申するというところでよろしいでしょうか。

(異議なし)

(稲垣会長) 本日付で答申するというところでよろしいですね。

(異議なし)

## 報告(1) 千葉市と東京大学との共同研究に関する協定の締結について

(稲垣会長) 次の案件に移らせていただきます。

次第の3の報告事項の(1)「千葉市と東京大学との共同研究に関する協定の締結について」を議題といたします。

担当課から説明をお願いします。

(積田統計課長) 統計課長の積田でございます。本日は、千葉市と東京大学との共同研究に関する協定の締結について、ご報告をさせていただきます。

千葉市が保有するデータを用いて東京大学と共同研究をするもので、今後、研究の過程におきまして、個人情報を含むデータを取り扱っていくことが予定されることから、この場をいただきまして、研究の概要等につきましてご説明させていただきます。

資料5をお願いいたします。

まず、1 ページ目をご覧ください。初めに、1 の「協定締結の目的」ですが、千葉市と東京大学が、包括的な連携のもと、相互に有する技術、知識を交換し、本市の保有するビッグデータの分析を行うことで、市の抱える課題を可視化し、課題抑制型の政策立案を目指そうとするものでございます。

ここで、「課題抑制型」という言葉を使わせていただいておりますが、これは、つまり、データ活用によりまして、課題が顕在化する前に、課題の発生を抑制するための対策をあらかじめ講じていこうという取り組みでございます。

2 の「主な連携事項」でございますが、記載のとおりでございますが、（2）にございますが、東京大学の研究者 1 名を本市の非常勤嘱託職員として 7 月 1 日付で雇用しておりますが、この研究者を中心にデータ分析を進めていくこととなります。

3 の「主な取り組み」でございますが、3（1）の「課題抑制型のデータ分析」ですが、本市の非常勤嘱託職員として雇用しました東京大学の研究者を中心に、市の保有するデータの分析を行うとともに、分析結果をもとに市の抱える課題の見える化を行いまして、課題解決のための方策を探索してまいります。

（2）の「課題の可視化を目的としたプロジェクト」ですが、研究者と市職員をメンバーとしてプロジェクトを立ち上げまして、可視化すべき課題や、行政データなどを抽出いたします。また、庁内職員向けの勉強会を開催するなどいたしまして、職員の情報・統計分野でのリテラシーの向上を図ってまいりたいと考えております。

協定の締結は、先月、平成 26 年 6 月 25 日に行っており、7 月 1 日から 3 年間をかけまして、行政の抱える課題を総合的に分析してまいりたいと考えております。

東大と締結しました協定書は、資料の 3～6 ページに添付させていただいております。

では、次に具体的な分析手法と個人データの取り扱い等につきまして、資料の 7 ページ、A 4 横の「千葉市と東京大学とのビッグデータ活用に関する共同研究」の資料によりましてご説明をさせていただきます。

こちらの資料は、共同研究では、どのような流れでデータ分析等を行っていくのか、また、個人情報を含むデータを誰がどう取り扱い、どう個人情報を保護していくか、について示したものです。

一番上の段がデータ分析の流れを示しておりまして、中段が個人情報の取り扱いについて、また、下の段は研究者と市職員によるプロジェクトで取り組む事項を示しています。

まず、左上、「基礎データ分析」です。7 月から共同研究を開始しておりますが、8 月

中を目途に、本市が一般に公開をしております、人口や国勢調査、予算決算資料など、基礎データの分析を行っていくほか、庁内関係課のヒアリングを行い、各課でどんなデータを保有しているか、また、事務を行っている中でどんな課題を持っているか、等のヒアリングを行って参ります。

基礎データ分析に当たっての個人情報の取り扱いですが、すぐ下、中段の枠にあります。ここでは、市が一般に公開している統計データ等を取り扱いますので、この時点で、個人情報の扱いは発生いたしません。

次に、上の段の真ん中、「2 データ分析」ですが、9月以降、データ所管部局が抱える課題等が明らかになり、部局からの要請によりデータの分析に入っております。

この段階になりますと、各所管課が保有する、個人情報を含むデータなども扱っていくこととなりますが、データ分析は、市役所庁舎内の統計課の執務室のみで行い、庁外へのデータの持ち出しはいたしません。また、分析を行う職員も、東大から派遣を受け、市職員として委嘱をした職員と統計課の職員に限定をしております。

分析した結果、例えば表ですとか、グラフ等の統計的な処理をしたものにつきましては、東京大学に在籍する専門の研究室にアドバイスを求め、多面的に検討していくこととなりますが、データでの持ち出しや個人情報の扱いは行いません。

「2 データ分析」を行う際の個人データの取り扱いですが、すぐ下の枠内をご覧ください。

1つとして、所管課からデータの提供を受ける際は、あらかじめ所管課において、名前、住所等の個人情報を削除した形でデータの提供を受けます。2つとして、データ分析は、統計課内で限定した職員のみが、庁内ネットワークに接続しセキュリティ対策を講じたパソコンでのみ行います。3つとして、東京大学内への個人情報の持ち出しはいたしません。

なお、下の四角い枠（「千葉市に派遣される研究者の個人情報遵守義務」）に、東大から派遣を受け、分析に当たる研究者の個人情報に係るセキュリティ対策について記載しております。市の嘱託職員として雇用し市職員としての身分を持つものの、外部から派遣を受けた職員であることから、これらの方法により、より厳重に管理をしております。

データ分析が進みますと、上段右側の3にございます「課題の可視化」に移ります。データ同士の相関関係について統計学的に分析を行ったり、データ同士の位置関係を図形化して表わしたり、傾向を地図上に表示することで、課題を可視化していきます。

また、過去から現在までのデータを利用することで、将来予測を行い、打つべき対策な

どを検討していくことなども考えております。

随時、東京大学の研究室にアドバイスを求めていく予定ですが、この段階におきましても、外部への個人情報の持ち出しは行わないなど、取り扱いについては、「2 データ分析」の際と同様でございます。

なお、一番下の段に、東大から派遣された研究者と市職員によるプロジェクトにおいて行う取り組みを記載してございます。東大の研究者とのプロジェクトによりまして、市職員の情報リテラシーの向上を図ることも今回の共同研究の大きな目的といたしております。

共同研究の流れにつきましては以上のおりでございまして、ただいまご説明をいたしましたように、共同研究は、個人情報保護条例の枠組みで認められた範囲の中で行っていくとともに、個人情報の管理を適切に行ってまいります。

また、進捗状況などにつきましても、審議会にご報告をさせていただきたいと存じます。

なお、今後、研究が進み、個人情報を含むデータの取り扱いに変更等が予定される場合がございます。あらかじめ審議会にお諮りするなど、必要な手続を適切にとってまいります。

9ページ以下は、東大との協定締結について、記者発表を行った際の新聞記事を添付させていただきます。よろしくお願いいたします。

ご説明は以上です。どうぞよろしくお願いたします。

(稲垣会長) ありがとうございます。

今のご報告について、ご質問はありますか。本来、審議会に諮問するものではないけれども、報告するという扱いですね。

(藤谷委員) 7ページの表の「個人データの取り扱い」のところをみますと、「千葉市に派遣される研究者の個人情報遵守義務」ということで、①から⑤まで書いていただいているのですが、それとの関係で、かつその上の真ん中の四角のところの①で、「所管課からデータ提供する際に、名前、住所などの個人情報は所管課で削除済み」と書いてありますね。

これ、もし本当に名前は必要ないとしても、住所を完璧に削除するということがあれば、いわゆるこのプロジェクトで取り扱う個人情報というのは、特定性がないですから、下の個人情報遵守義務に関して、①から⑤でも十分かなという気もするのですけれども、ただ通常、エリアというのを考えないで、そもそもそういう課題が抽出できて、何らかの課題解決策というのを考えられるものだろうかと思うのですが。

住所を削除するというのは、この研究プロジェクトの重要な部分が失われることになると思うのですけれど、その辺について、まずご意見をお聞きしたい。

もし、それとの関係で住所はやはり残すことがあるのだということになりますと、名前は削除しても住所と他の情報を照合すれば、個人が特定されることはあり得るとというのが一応、他の個人情報審議会等の先例になっていると思います。

そうだとすると、遵守義務が①から⑤では足りなくて、刑罰が何らかの形で及ぶのだということを確保される必要はないのでしょうか。その辺について、刑罰の適用があるような解釈は可能なかどうか、教えていただきたい。

(積田統計課長) 大変重要なお指摘をいただきまして、ありがとうございます。

まず、名前は伏せさせていただきます。住所に関しましては、委員からご指摘がございましたように、この分析ではやはり地域ですとか、区とか、その辺の比較が、地域性だとか地域の課題を見ていくのに大変必要なこととございますので、住所のうちの区、例えば緑区の何々とか、それくらいまでは必要だと思っております。

そういうことを受けますと、委員のご指摘がございましたように、やはり私どもの共同研究の協定書の中では、秘密の保持等につきまして研究者に対して厳しい規定を設けている訳でございますが、罰則という部分に関しては結ばれておりません。

つきましては、やはりこの共同研究の信頼性をさらに高める点からも、関係者と協議をいたしまして、特約など、いろいろな形があろうかと思えますけれども、そのような形で東大の研究者にもご認識をいただけるような規定をさらに設けたいと思っております。

以上でございます。

(久我政策法務課長) 罰則の関係ですが、個人情報保護条例第57条以下に「罰則」となっておりますので、こちらでは特別職の嘱託の職員についても罰則がかかるようになっておりますので、先ほど統計課長が申しました特約等を結ぶ際には、個人情報保護条例の罰則が及ぶということを明示するようなことで関係者と協議して参りたいと思えます。

(稲垣会長) 地方公務員法の罰則は及ばないけれども、千葉市個人情報保護条例の罰則は及ぶ。そういうことですね。

(久我政策法務課長) はい。

(稲垣会長) 私も、住所と一言に言っても、番地まで提供しないだろうとは思いますが、どこまでの部分を提供するかによって随分違ってくるなと思いながら読んでいたのですが、そういうことですね。

他に、何かご意見はありますか。

(中原委員) これは、私、初めてこういう会議に参加しましたので、審議の進め方がよく分からないのですが、千葉市と東京大学が協定を締結する前に、審議会に報告をすべきものではないですか。こういう協定を締結しましたと報告されても、審議会では、認めるか否か、二者択一しかないわけでしょう。

仮に、この内容では問題あると審議会が判断した場合に、どういう対応ができるのか。本末転倒ではないかと思えます。

(久我政策法務課長) 今、委員さんからご意見いただいた件ですが、もちろん事前にご報告できればよかったと思っておりますが、現在の個人情報保護条例の枠組みの中で実施させていただくものですので、お諮りして議題にするという形ではございません。

(藤谷委員) 今、中原委員がおっしゃったことに関して、これは報告事項なので、報告するだけだということですが、ただ、協定にせよ千葉市民に関する個人情報を外部の人がさわると、提供しないにしても見るわけです。その場合、個人情報保護審議会に諮問するのであれば、基本的に事前が原則だろうと思っています。

だとすると、諮問事項に該当しないというのは、個人情報保護条例の何条を根拠にして該当しないという判断をされたのですか。私もまだ、個人情報保護条例の諮問事項の条文を承知していませんので、ちょっと教えていただけますか。

(久我政策法務課長) 東大の職員ですが、先ほどご説明をさせていただきましたように、非常勤の特別職員ということで、職員の身分を持って情報を扱うこととなります。

今回は、所管を限定しないというところが違うのですが、通常の様々な業務で非常勤職員等が市のデータを扱っている例はございます。それと同じ枠組みの中で考えておりますので、特別に審議会にお諮りするというような案件ではないと考えおります。

(多賀谷委員) 条例第8条の4項あたりでしょうか。要するに、実施機関の内部での目的外の利用をするということで、東大の職員ではあるが、嘱託の職員で千葉市の職員でもある。東京大学へ持ち出したということになれば、話が違うわけですけど。一応、個人情報として東京大学へ持っていくことはないという、そういうことだと思うのです。

(稲垣会長) 個人に関する情報であっても、特定の個人を識別できるわけではないから、審議会への諮問事項ではない、つまり、個人情報は出さないからということではないですか。

(多賀谷委員) 結果としては、そういうことです。

(久我政策法務課長) 外部提供に当たらないということです。

(藤谷委員) ただ、先ほどの資料では、住所は削除しますというものであったので、厳密には正しくはないので、それはやはり訂正される必要はあると思うのです。

住所は何々区ぐらいまでで良いかもしれないと言う説明であったが、例えば課題によっては、もっと狭いエリアで特定の問題が発生していて、非常に重要な問題だということであれば、〇〇町〇〇丁目〇〇番地まで分析することがあり得るかもしれない。

もし、そうだとすると、住所を削除するから個人情報に該当しないので、個人情報審議会の事前審議の対象ではないという判断をされたとしたら、解釈を間違えているかもしれない。

(多賀谷委員) 仮に、住所を使うとしても、それを扱うのは一応、嘱託職員ですから、その限りでは個人情報であったとしても、審議会に事前に諮問する必要はない。

(藤谷委員) そこですが、条例を十分存じ上げていないのですが、ただ、先ほどの説明では、嘱託職員というのは地方公務員法の適用外であったかと思うのですが。そうすると千葉市の職員がということは、地方公務員法上の服務規程も、それから刑罰も前提としていて、かつ千葉市の個人情報保護条例による罰則もという、ダブルの抑制措置があるというふうに考えられます。

ところが、この東大の研究員に関しては、一方で地方公務員法上の罰則は及びませんが、全く同等ではないので。ですから、それでよろしいということであれば、嘱託職員について審議会の諮問事項の外であるというのも、条例のどこに根拠があるのか、教えていただだけませんか。

(多賀谷委員) 一応、「実施機関の内部で利用する」に、広い意味で入るのではないですか。実施機関の定義として、「地方公務員法上の職員に限る」というような規定になっていないと思います。

(久我政策法務課長) 条例第8条第1項第4号ですが、「当該実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関に提供する場合であって、当該個人情報を使用することに相当の理由があると認められるとき」となっております。

(藤谷委員) 分かりました。条例第8条第4号ですね。ただ、そうすると、実施機関というところが問題ですが、第2条第3号で実施機関という定義はありますが。

(多賀谷委員) 実施機関として、「市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び病院事業管理者並びに議会



をいう。」と規定されています。

(藤谷委員) この市長、もしかしたら他も該当するかもしれませんが、これらの実施機関の中に、職員は嘱託職員を含むと考えていいのですか。

(久我政策法務課長) この条例上、職員の中には嘱託職員も含まれます。

(藤谷委員) それは、根拠はどこですか。

(久我政策法務課長) 第6条第4項第1号です。「実施機関の職員(地方公務員法第3条第1項に規定するすべての職にある者をいう。)又は職員であった者に係るもの」と規定されています。

(藤谷委員) 手引の何ページでしょう。

(久我政策法務課長) 「個人情報保護事務の手引 その1」の28ページです。

(藤谷委員) 4号第1号の解釈はどこに書いてありますか。

(久我政策法務課長) 4号の説明は、31ページです。ちょうど真ん中あたりですが、(5)の(ア)です。こちらに「実施機関の職員」の説明として、「地方公務員法(の適用を受ける一般職の職員のみならず、市長、副市長、議員、審議会等の非常勤の委員、臨時又は非常勤の調査員、嘱託員等の特別職を含めたすべての職員をいう。）」と記載されておりますので、非常勤の職員等を含めたすべての職員ということになります。

(藤谷委員) なるほど。根拠があることは分かりました。ちなみに、地方公務員法上の守秘義務違反の罰則は、確か1年と100万円か200万円ですよ。

個人情報保護条例上の罰則はどれぐらい。

(久我政策法務課長) 条例上は、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供した場につきましては、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金です。

また、業務に関して知り得た個人情報を不正な利益を図る目的で提供し又は盗用した場合につきましては、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金ということです。

(藤谷委員) 分かりました。一応、根拠があることは理解しました。

ただ、今、明らかになったように、個人情報保護条例上の罰則は、個人情報ファイルに限定されていて、それ以外のものについては、本来は地方公務員法上の守秘義務に寄らざるを得ないところを嘱託職員については、地方公務員法が及ばない、そのすき間はありますので、これをどうするかについて、そのところはぜひご認識されて、より慎重な取り扱いをしていただきたい。嘱託職員に係る抑止力が他の地方公務員よりも弱いということをご認識されて注意していただきたいということです。

(稲垣会長) 諮問するかどうかの判断が微妙な場合については、時間に余裕があるのであれば、事前に審議会に諮っていただいた方が間違いありません。市の方で、これは大丈夫という判断をしたとしても、その判断が間違っている場合も無いわけではありませんので。

(積田統計課長) ありがとうございます。委員のご指摘の点を十分踏まえまして、やはり罰則の規程、繰り返しになります。その辺につきましても盛り込むような形で東京大学側と再度、折衝させていただきます。よろしくお願いいたします。

(稲垣会長) 条例にはこのような罰則がありますよという旨を、協定書に盛り込んで明示した方が分かりやすいですね。

その他、何かご意見はありますか。

(藤谷委員) 時間が過ぎているのに恐縮ですが、1点だけよろしいですか。資料を見せていただくと、協定の中には使われていないのですが、市民の方に対するご説明等の文書。資料1枚目にもあるのですが、「課題抑制型」のデータ分析とおっしゃったのです。これは、一般的な考え方ですけれども、課題の中には逸脱型と未達型という2つのタイプの課題があります。

そうすると、逸脱型の場合には抑制するというイメージでいいのです。逸脱型は本来あるべきところからずれている、逸脱しているということですから。本来そこはまさに解決しなければいけない課題なのです。

ところが未達型という、例えば今のままでも悪くはないけれど、将来、もうちょっといい数値にしましょうという場合。その課題達成に向かって行う行政行為、作業を「抑制」というかどうかです。

用語の問題で、「抑制」というと、要するに逸脱するのを抑え込むというイメージなので、私は、「課題統制型」、コントロールというふうに言えば、それは逸脱型も未達型も両方含むのではないかと。参考までに申し上げます。

(稲垣会長) 要するに、抑制に限定する必要もないだろうということです。

(藤谷委員) そのような気がします。単なる参考意見です。

(稲垣会長) それではいろいろ意見が出ましたが、報告を受けたということにいたします。

## 報告(2) 平成25年度における情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告

(稲垣会長) 次は、報告(2)平成25年度における情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告。

(石川主査) それでは、会議の予定時間が過ぎておりますので、主な部分について、ご説明いたします。

資料6の「平成25年度の運用状況について」と、資料7の冊子「千葉市の情報公開・個人情報保護 運用状況報告書(平成25年度)」をご覧ください。

まず、資料6の1ページですが、千葉市公告第514号として、平成26年7月29日付けで公告した運用状況であります。これは、情報公開条例第30条及び個人情報保護条例第55条に基づき、公表することとなっております。

内容については、大きく3つに分けられます。

1点目が、「情報公開条例の施行の状況」、2点目は、「個人情報保護条例の施行の状況」、3点目として、「当審議会の運営状況」となっております。

初めに、1ページの1「情報公開条例の施行の状況」です。

まず(1)は、「開示請求の件数及びその処理状況」です。

昨年度は211件の請求があり、それに対する決定内容(開示決定、部分開示決定、不開示決定等)が記載されております。請求内容の詳細につきましては、資料7の冊子「千葉市の情報公開・個人情報保護 運用状況報告書(平成25年度)」の27ページ以降に、「公文書開示請求の内容及び処理の状況」が記載されておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

次に、2ページをお開きください。(2)は、「不服申し立ての件数及びその処理状況」、(3)は、「千葉市情報公開審査会の運営状況」が記載されております。

昨年度は、「情報公開・個人情報保護審議会公募委員選考に係る小論文」の不開示決定に対する異議申し立てがありましたが、一部開示すべきであるという答申がなされております。これ以降は、現在、不服申し立てはございません。

資料7の冊子「千葉市の情報公開・個人情報保護 運用状況報告書(平成25年度)」の47ページ以降に、過去のものも含めて「不服申し立ての内容及び処理の状況」が記載されておりますので、後ほど、ご覧いただきたいと存じます。

次に、(4)は、「附属機関の会議の公開に関する状況」が記載されております。対象となる附属機関の数は、部会も含めると188機関ございます。

資料7の冊子「千葉市の情報公開・個人情報保護 運用状況報告書(平成25年度)」の

59ページ以降に「附属機関の一覧」、75ページ以降に「附属機関の会議の開催状況」が記載されておりますので、後ほど、ご覧いただきたいと存じます。

次に、3ページ(5)指定管理者の文書開示申出の件数及びその処理状況ですが、昨年度はございませんでした。

続きまして、(6)は、出資等法人、いわゆる外郭団体に対する文書開示申し出の件数及びその処理状況ですが、昨年度は、4つの法人に対して、5件の申し出がございました。

以上が情報公開の関係でございます。

次に、3ページの2「個人情報保護条例の施行の状況」です。

こちらは(1)から(9)まで、9つに分けてまとめております。

まず、(1)ですが、個人情報取り扱い事務の届け出状況です。

個人情報を取り扱う事務を、開始・変更・廃止する場合には、一定の事項を市長に届け出るという規定が、個人情報保護条例第6条にございます。

新たに開始したものが62件、変更したものが125件、廃止したものが36件、合計223件の届出がなされ、この結果、平成25年度末現在では、1,823件となっております。

続きまして、4ページの(2)の「開示請求の件数及びその処理状況」をご覧ください。

昨年度は、54件の個人情報の開示請求があり、それに対する決定内容(開示決定、部分開示決定、不開示決定等)が記載されております。請求内容の詳細につきましては、資料7の冊子「千葉市の情報公開・個人情報保護 運用状況報告書(平成25年度)」の127ページ以降に、「個人情報開示請求等の処理状況」が記載されておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

続きまして、(3)の「訂正請求の件数及びその処理状況」、(4)の「利用停止請求の件数及びその処理状況」についてですが、いずれも、請求はございませんでした。

次に(5)の「不服申し立ての件数及びその処理状況」でございますが、平成25年度においては、継続の案件が2件、新たな不服申し立てが1件という状況でした。

その情報公開審査会の運営状況が、その下の(6)のところです。

昨年度は、審査会が開催されませんでした。ウの処理状況ですが、答申が2件、審議中が1件でした。

現在、審査会で審議中の案件につきましては、花見川区こども家庭課の「児童手当・特例給付氏名住所変更届」に係る部分開示決定に対する異議申し立てのみでございます。

この（５）と（６）の不服申し立ての具体的な内容につきましては、過去のものも含めて、資料７の冊子の１３６ページに記載されておりますので、後ほど、ご覧いただきたいと存じます。

続きまして、（７）簡易な手続による開示の実施状況です。

こちらは、あらかじめ定めた個人情報につきましては、口頭により開示請求ができるという仕組みで、個人情報保護条例第２６条で規定されているものです。

具体的には、市職員の採用試験の試験結果や、市立高校・中学校の入試の結果について、簡易な手続でご覧いただいた実績が、記載されております。

続いて、（８）の指定管理者の個人情報開示申し出の件数及びその処理状況でございますが、男女共同参画センターを管理しております千葉市文化振興財団に対しまして、１件の開示申し出がありました。

次に（９）出資等法人、いわゆる外郭団体への個人情報開示申し出でございますが、昨年度はございませんでした。

次に、６ページの３「千葉市情報公開・個人情報保護審議会の運営状況」をご覧ください。昨年度は１回開催しまして、条例第１０条第３項に基づく諮問と、本審議会設置条例第２条第１号の規定に基づく諮問が行われ、それぞれの諮問に対して当審議会から答申がだされたところでございます。

最後に、７ページの資料６－２を御覧いただきたいと存じます。

個人情報の目的外利用・提供の報告です。

こちらは、個人情報の目的外提供の利用・提供を行った場合、審議会に報告しなければならないとされているもので、本審議会から平成１８年に出された答申２号を根拠とする提供です。

ご覧のとおり、２５年度は、弁護士法に基づく提供が、消防局にございました。

以上、大変駆け足でございましたが、平成２５年度の運用状況の報告のご説明を終わらせていただきます。

（稲垣会長） ありがとうございます。今の報告について特にございませんか。

（なし）

（稲垣会長） では、この報告を終わらせていただきます。

## その他

(稲垣会長) その他として、事務局から何かございますか。

(久我政策法務課長) 本日の会議の議事録の確定方法でございますが、後日、事務局の方で議事録案を作成いたしまして、委員の皆様方へお送りいたしますので、ご意見を頂戴いたしたいと思います。いただいたご意見をもとに修正案を作成いたしますので、その確定につきましては、会長に一任していただく形であればと思っておりますがいかがでしょうか。

(異議なし)

(稲垣会長) それでは、最終確定についてはご一任いただきますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、第13回千葉市情報公開・個人情報保護審議会を終了いたします。

(志村総務局長) 長時間のご審議ありがとうございました。どうぞ今後ともよろしく願いいたします。

——了——